

令和5年2月定例会

総務委員会資料

( 総務部 )



秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例（令和4年秋田市条例第33号）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成28年秋田市条例第8号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第1項第2号および第3号を次のように改める。</p> <p>(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。</p> <p>(3) <u>秋田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年秋田市条例第47号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第46条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。</u></p> <p><u>第2条第1項に次の1号を加える。</u></p> <p>(4) <u>秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年秋田市条例第32号）第9条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。</u></p> <p>(中略)</p> <p>第5条第1項中「<u>又は個人情報保護条例第36条</u>」を「<u>個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項又は議会個人情報保護条例第46条第1項</u>」に、「<u>実施機関</u>」を「<u>実施機関又は議会</u>」に、「<u>諮問実施機関</u>」を「<u>諮問庁</u>」に、「<u>個人情報保護条例第17条各項</u>」を「<u>個人情報保護法第82条各項</u>」に、「<u>個人情報保護条例第26条各項</u>」を「<u>個人情報保護法第93条各項</u>」に、「<u>個人情報保護条例第33条各項</u>」を「<u>個人情報保護法第101条各項の決定もしくは議会個人情報保護条例第25条各項の決定、議会個人情報保護条例第35条各項の決定もしくは議会個人情報保護条例第42条各項</u>」に、「<u>保有個人情報</u>」を「<u>これらの決定を「保有個人情報」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「諮問実施機関」を「諮問庁」に改める。</u>」</p> <p>(中略)</p> <p>第10条中「<u>および個人情報保護条例第36条</u>」を「<u>個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項および議会個人情報保護条例第46条第1項</u>」に改める。</p> <p>第11条中「<u>個人情報保護条例第36条</u>」を「<u>議会個人情報保護条例第46条第1項</u>」に改める。</p> <p>(略)</p>	<p>秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成28年秋田市条例第8号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第1項第2号および第3号を次のように改める。</p> <p>(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。</p> <p>(3) <u>秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年秋田市条例第32号）第9条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。</u></p> <p>(中略)</p> <p>第5条第1項中「<u>個人情報保護条例第36条</u>」を「<u>個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項</u>」に、「<u>個人情報保護条例第17条各項</u>」を「<u>個人情報保護法第82条各項</u>」に、「<u>個人情報保護条例第26条各項</u>」を「<u>個人情報保護法第93条各項</u>」に、「<u>個人情報保護条例第33条各項</u>」を「<u>個人情報保護法第101条各項</u>」に改める。</p> <p>(中略)</p> <p>第10条中「<u>個人情報保護条例第36条</u>」を「<u>個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項</u>」に改める。</p> <p>第11条中「<u>又は個人情報保護条例第36条</u>」を削る。</p> <p>(略)</p>

以下 (略)

以下 (略)

秋田市公文書管理条例の一部を改正する条例（令和4年秋田市条例第34号）新旧対照表（附則第2項関係）

改 正 案	現 行
<p>秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第21条第2項の表第5条第1項の項中「又は<u>個人情報保護条例第36条</u>」を「<u>個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項又は議会個人情報保護条例第46条第1項</u>」に、「<u>実施機関（</u>」を「<u>実施機関又は議会（</u>」に、「<u>諮問実施機関</u>」を「<u>諮問庁</u>」に、「<u>個人情報保護条例第17条各項</u>」を「<u>個人情報保護法第82条各項</u>」に、「<u>個人情報保護条例第26条各項</u>」を「<u>個人情報保護法第93条各項</u>」に、「<u>個人情報保護条例第33条各項</u>」を「<u>個人情報保護法第101条各項の決定もしくは議会個人情報保護条例第25条各項の決定、議会個人情報保護条例第35条各項の決定もしくは議会個人情報保護条例第42条各項</u>」に、「<u>「保有個人情報」</u>」を「<u>これらの決定を「保有個人情報」</u>」に改め、<u>同表第5条第2項の項から第5条第4項の項までの規定中「諮問実施機関」</u>を「<u>諮問庁</u>」に改め、<u>同表第9条第1項の項</u>を次のように改める。</p> <p>（中略）</p> <p>第21条第2項の表第10条の項中「<u>および個人情報保護条例第36条</u>」を「<u>個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項および議会個人情報保護条例第46条第1項</u>」に改め、<u>同表第11条の項中「個人情報保護条例第36条</u>」を「<u>議会個人情報保護条例第46条第1項</u>」に改める。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第21条第2項の表第5条第1項の項中「<u>個人情報保護条例第36条</u>」を「<u>個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項</u>」に、「<u>個人情報保護条例第17条各項</u>」を「<u>個人情報保護法第82条各項</u>」に、「<u>個人情報保護条例第26条各項</u>」を「<u>個人情報保護法第93条各項</u>」に、「<u>個人情報保護条例第33条各項</u>」を「<u>個人情報保護法第101条各項</u>」に改め、<u>同表第9条第1項の項</u>を次のように改める。</p> <p>（中略）</p> <p>第21条第2項の表第10条の項中「<u>個人情報保護条例第36条</u>」を「<u>個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項</u>」に改め、<u>同表第11条の項中「又は個人情報保護条例第36条</u>」を削る。</p> <p>以下 (略)</p>

特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第8条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 平成21年6月から令和5年12月までの間に支給する特別職の職員の期末手当の額は、第7条および附則第6項ただし書の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該算出した額に市長にあっては100分の10、副市長、常勤の監査委員および地方公営企業の管理者にあっては100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 平成21年12月1日から令和6年3月31日までの間に支給する特別職の職員の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表に掲げる給料月額から、当該給料月額に市長にあっては100分の10、副市長、常勤の監査委員および地方公営企業の管理者にあっては100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当および退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる給料月額とする。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条～第8条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 平成21年6月から令和4年12月までの間に支給する特別職の職員の期末手当の額は、第7条および附則第6項ただし書の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該算出した額に市長にあっては100分の10、副市長、常勤の監査委員および地方公営企業の管理者にあっては100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 平成21年12月1日から令和5年3月31日までの間に支給する特別職の職員の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表に掲げる給料月額から、当該給料月額に市長にあっては100分の10、副市長、常勤の監査委員および地方公営企業の管理者にあっては100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当および退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる給料月額とする。</p> <p>以下 (略)</p>

議案第33号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する件

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1および2 (略)</p> <p>(期末手当に関する特例措置)</p> <p>3 平成21年6月から令和5年12月までの間に支給する教育長の期末手当の額は、第4条および附則第5項ただし書の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該算出した額に100分の5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(給料月額に関する特例措置)</p> <p>5 平成21年12月1日から令和6年3月31日までの間に支給する教育長の給料月額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する給料月額から、当該給料月額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当および退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に規定する給料月額とする。</p> <p>6 (略)</p>	<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1および2 (略)</p> <p>(期末手当に関する特例措置)</p> <p>3 平成21年6月から令和4年12月までの間に支給する教育長の期末手当の額は、第4条および附則第5項ただし書の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該算出した額に100分の5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(給料月額に関する特例措置)</p> <p>5 平成21年12月1日から令和5年3月31日までの間に支給する教育長の給料月額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する給料月額から、当該給料月額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当および退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に規定する給料月額とする。</p> <p>6 (略)</p>